

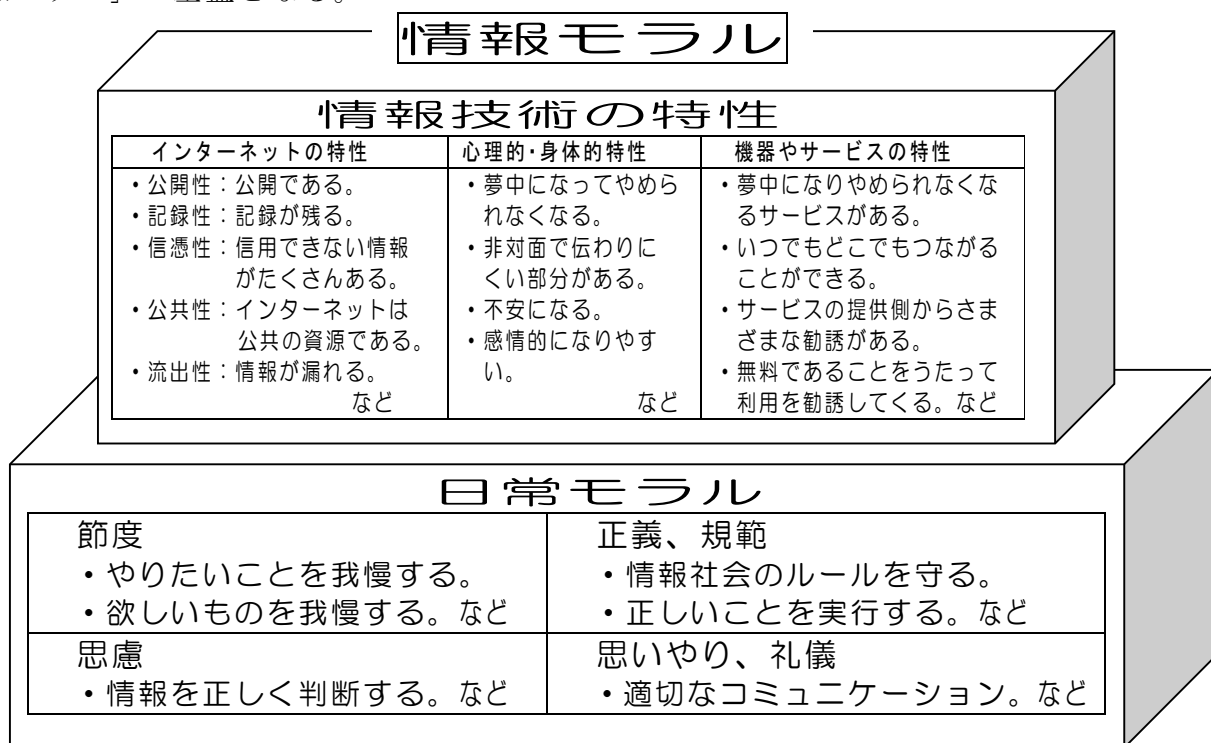
Q 3 : 情報モラル教育を充実させるためにはどうしたらよいか。

A : 情報モラルとは、人が情報を扱ううえで求められる道徳のことであり、学習指導要領解説総則編及び道徳編では、「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」と示されている。

情報モラル教育は、「情報技術の特性の理解」だけでなく、道徳科などで扱われている「日常生活におけるモラル（日常モラル）の育成」を組み合わせることで指導することが大切である。指導内容を計画的に配置して指導することが基本であるが、各教科等や学級活動などの授業の中で、内容に応じて随時、指導を行うことで情報モラル教育は充実していくと考えられる。

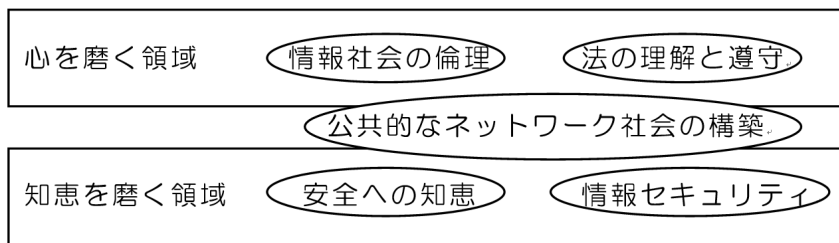
1 日常モラルがベースに

「情報モラル」の内容は「日常モラル」と重複する部分が多く、「日常モラル」は「情報モラル」の基盤となる。



2 情報モラル教育の内容

情報モラル教育は、「情報社会の倫理」「法の理解と遵守」「安全への知恵」「情報セキュリティ」「公共的なネットワーク社会の構築」の5つの分野がある。その内容を大きく2つに分けると、「知恵を磨く領域」と「心を磨く領域」となる。



「知恵を磨く領域」とは、「情報社会で安全に生活するための危険回避の理解やセキュリティへの知識・技能、健康への意識」を身につけることである。

「心を磨く領域」とは、「情報社会における正しい判断や望ましい態度」を育てることである。これは、道徳科で中心に取り扱うことになる「情報社会の倫理」「法の理解の遵守」と重なる部分が多い。具体的に表したものが、次のページの表である。

<情報モラル指導モデルカリキュラム表>

情報社会の倫理	小学校1～2年	小学校3～4年	小学校5～6年	中学校
	約束や決まりを守る	相手への影響を考慮して行動する	他者や社会への影響を考慮して行動する	情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する
倫理	人の作ったものを大切にすることをもち	自分の情報や他人の情報を大切に	情報にも自他の権利があることを知り尊重する	個人の権利（人格権、肖像権など）を尊重する 著作権など知的財産権を尊重する

法の理解と遵守	小学校3～4年	小学校5～6年	中学校
	情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る	何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない	違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない
		「ルールや決まりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する	情報の保護や取扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る
契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない	契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する		

3 情報モラルの視点を生かした授業の例

①小学校道徳科（日本文教出版 生きる力）

	教材名	内容項目	主題名
1年	ひつじかいのこども	正直、誠実	うそばかりついていると
2年	おにいちゃんの電話	礼儀	電話の礼儀
3年	ちゃんと使えたのに	規則の尊重	約束を守るということ
4年	交かんメール	よりよい学校生活、集団生活の充実	私たちの学級や学校
5年	のりづけされた詩 すれちがい	正直、誠実 相互理解、寛容	自分の心に誠実に 相手の立場も大切に
6年	カスミと携帯電話	節度、節制	大切な生活リズム

②中学校道徳科（東京書籍 新しい道徳）

	教材名	内容項目	主題名
1年	短文投稿サイトに友達の悪口を書くと	友情、信頼	情報モラルと友情
2年	ゴール	友情、信頼	情報モラルと友情
3年	合格通知	友情、信頼	情報モラルと友情

③各教科・特別活動等

	教科	題材・単元	情報モラル教育の視点
小学校	社会	情報産業とわたしたちの生活	他人や社会への影響を考慮して行動する。
	特活	正しく「情報」をあつかおう	情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する。
	総合	私たちの町じまん	自分の情報や他人の情報を大切に
中学校	美術	浮世絵と印象派	著作権などの知的財産権を尊重する。
	保健	生活行動・生活習慣と健康	健康面を配慮した情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる。
	特活	ネットワーク社会との関わり方	情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する。

情報モラル教育は、情報機器を使うようになってから始めるのではなく、日常的な心の教育や児童生徒指導のなかでも、時間を割いて行うものである。道徳科や各教科の指導すべきタイミングをうまく設定して、その時その時に応じた内容をくり返し指導することが大切である。

【参考資料】		
・情報化社会の新たな問題を考えるための教材	R02.11	文科省
・教育の情報化に関する手引き（追補版）	R02.6	文科省
・インターネットトラブル事例集（2021年版）	R02.3	総務省
・ネットトラブル事例とその予防	H28.7	県教委
・情報モラル教育実践ガイダンス	H23.3	国研
・すべての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフガイド	H19.3	文科省